

◎新潟県告示第687号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和7年7月1日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所
新潟県新潟市北区島見町字浜原1番135（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県新潟地域振興局及び新潟市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所
新潟県新潟市北区島見町字浜原1番135（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県新潟地域振興局及び新潟市役所に備え置いて縦覧に供する。）